

疑 質 案 議

佐賀空港リムジンバス導入補助金

(98号・105号)

4200万円

アジアの観光客誘致事業 (98号)

7500万円

**佐賀空港への上海路線就航にともなう
事業展開による経済波及効果等は？**

(質疑) 県とどのような協議を行ってきたか。

(答弁) 8月以降、県と市の情報共有・役割分担についての協議を再三にわたり実施。

(質疑) 県と共同した観光戦略があるのか。

(答弁) 中国からの観光客増加を図るよい機会ととらえ、県が誘致事業等や受け入れ体制整備などに対する支援事業を、市が市内での消費行動につながる事業を行うという役割分担のもと、今後とも連携していく。

(質疑) リムジンバス購入に県の補助はないのか。

(答弁) 購入に対する補助はない。ただし、運行が赤字となった場合の補助について現在協議中。

(質疑) 購入するリムジンバスの台数・仕様・価格等は。

(答弁) 2台購入。トランク等の大型の手荷物収納できるトランクルームを装備した大型バス。新車で購入した場合、大変高額(1台約4000万円)であるうえに、平成24年1月の路線就航に間に合わないため、中古車を購入し改造(1台約2100万円)。

(質疑) リムジンバス運行の採算は。

(答弁) 年間約200万円の運行経費をクリアするためには、1便当たり8人以上の利用が必要。現在の空港バスと同程度の利用となった場合は採算ぎりぎり。

(質疑) 経済波及効果を試算しているのか。

(答弁) 市として試算はしていないが、県が目標としている週3便の就航(平成24年1月の就航時は週2便)での試算では、年間約6億円。内訳は、入国する中国からツアー客の消費活動が約4億円、出国する日本人の消費活動に伴うものが約2億円。

乳幼児及び児童医療費助成事業

(108号)

1387万円

制度改正準備経費 (108号) 989万円

佐賀市乳幼児及び児童に対する医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例 (118号)

**安心して子どもを医療機関に
受診させることができる環境を**

(質疑) 助成制度の内容は。

(答弁) 3歳以上就学前の子どもに係る医療費の助成方式を「償還払い方式」から3歳未満と同様の「現物給付方式」に変更。あわせて現物給付化に伴い3歳未満と3歳以上就学前と区分していた保護者負担額を医療機関ごとに1回あたり500円を上限2回まで、入院は上限1000円までと統一。

(質疑) 改正された理由は。

(答弁) 今までの償還方式では一旦窓口で自己負担額の全額を支払っていたが、現物給付方式に改めることにより、一時的な負担の軽減及び手続きの簡

議 案 質 疑

素化で安心して受診できる環境を整えるため。

（質疑） 保護者負担額を見直した理由は。

（答弁） 県内で統一する必要があったことと、保護者に有益なこの制度が将来に向かって安定的かつ継続的に運営できるように、医療費助成費の増加による財政負担を勘案し県が見直しを提案し、適当であると判断したため。

（質疑） 佐賀県が示した窓口一部支払い方式に対しての市の意見は。

（答弁） 保護者負担のあり方について議論を重ねたうえで、十分に受け入れることができる提案だと考える。

（質疑） 負担額はいくら増えると試算しているか、また積算根拠は。

（答弁） 償還払い方式では手間がかかるとして助成申請しなかった医療費がすべてが助成の対象になることなどから22年度の3歳以上就学前の医療費の決算額の1・5倍、およそ6900万円の増、加えて国民健康保険制度における国保負担金の減額により約600万円の増、及び審査支払い事務経費の追加負担として、14万4000件分、約1300万円。

（質疑） 制度改正準備経費に対する県の補助

は。

（答弁） 県の補助要綱に事務費に対する規定がないことや各市町のシステムの規格の違いなどによる事務経費の違いがあること、また、県としても現物給付化を支援するために経常的な財政負担が大きく見込まれるなどの理由により、県からの補助はなくそれぞれの市町で対応。

（質疑） 負担増に対する佐賀県の財政支援は。

（答弁） 現行では3歳未満に対し2分の1、3歳以上就学前の入院のみ4分の1の補助が、ゼロ歳から就学前の医療費補助の2分の1の補助になることから、22年度の決算ベースで見ると、約5100万円の県費負担増となる。

市民活動応援事業（第108号）

平成23年度から24年度までの限度額

990万円

市民活動団体の活動基盤強化と市民参加の促進のためには？

（質疑） 市民活動団体のどれくらいが事業への補助申請をしたのか。

（答弁） 登録団体27団体（312団体中）、未登録団体20団体、計47団体が申請。

（質疑） 補助金の交付決定額と関連経費の総額は。

（答弁） 交付決定額が約368万円、広報費用などの関連経費が約460万円です。総事業費約828万円。

（質疑） 補助金の交付決定までの事務作業は。

（答弁） 公募説明会の開催、広報、申請書の受付・審査、投票内容の確認と票数の確定、ホームページへの結果の公



市民活動応援事業（小学校熱気球教室）

疑 質 案 議

表、投票結果に伴う変更申請の受付・審査など。

(質疑) 申請取下げ(2団体)と支援対象取り消し(1団体)の理由は。

(答弁) 補助金の要件に合致しない1団体と資金面・人材面から事業実施が困難になった1団体が申請取下げ。本来業務に法令違反が発覚した1団体を支援対象取り消し。

(質疑) 団体や市民からの意見聴取の状況と内容は。

(答弁) すべての団体と市民を対象にアンケート調査を実施。支援対象となった団体とは11月に意見交換会を実施。

(質疑) 意見聴取を踏まえた改善は。

(答弁) 投票手続きの簡素化(本人確認書類の添付省略)と補助率の引き上げ(2分の1を3分の2)を予定。

(質疑) 従来型の補助制度にする考えはないか。

(答弁) 経費や手間はかかるが、この制度により市民活動への注目が高まった。市民活動団体への理解及び市民参加の促進を図る上で有効であり基本的には継続していく。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(113号)

給与の削減により職員の生活設計やモチベーションに影響はないか

人事院勧告及び佐賀県人事委員会の勧告に準拠した改正であるが、

(質疑) 人事院勧告の内容は。

(答弁) 給与表の平均改定率はマイナス0・23%。12月支給の期末手当における年間給与較差相当分の調整としてマイナス0・37%。

(質疑) 佐賀県人事委員会の勧告の内容は。

(答弁) 平均改定率0・2%。年間給与較差相当分の調整としてマイナス0・41%。

(質疑) 本市職員への影響額は。

(答弁) 全体で約2400万円。1人あたり約1万4900円。

(質疑) 職員の生活設計やモチベーションへの影響は。

(答弁) 生活設計への影響は少なからずあると考える。労働意欲は今回のような給与改正に左右されるものではないと考える。

防災総合システム整備事業(108号)

平成23年度から25年度までの限度額

15億626万円

東日本大震災を教訓とした事業になっているのか?

(質疑) 事業の概要は。

(答弁) 災害情報等迅速かつ的確に、多種多様な手段に伝達できるよう計画している。具体的には、(ア)本庁・支所・避難所及び危険度の高い地域に、通信機能を有する屋外拡声支局を153局、モーターサイレン局を11局設置。(イ)監視カメラの映像や防炎情報等が閲覧できるポータルサイトの作成(ウ)災害情報のメール配信(エ)市職員の緊急招集を行う手段としてのメールシステムの構築(オ)緊急時に市民に強制的に情報を伝達するエリアメールシステムの構築(カ)テレビ・ラジオなどのマスコミとの連携システムの構築。

(質疑) 市内すべてに情報が届くようになるのか。

(答弁) 東日本大震災をみても市内すべての

※1 緊急防災情報をサイレンや音声により通常のサイレンよりも広範囲に市民へ知らせるシステム。

議案質疑



防災訓練のようす

地区に情報が届くとは考えにくい
ため、多様な手段を用いた情報伝達の
実施と電話での問い合わせに応じる
システムの設置を考えている。

（質疑）システムの周知方法は。

（答弁）システム運用の開始時期にあわせ、
いろいろな手法、ホームページなど
の媒体を用い、システムが有効に活
用されるよう広報していく。

佐賀中部広域連合規約の変更について
（122号）

神埼地区消防事務組合の解散について
（123号）

神埼地区消防事務組合の解散に伴う財産処
分について（124号）

**消防行政統合後、各消防本部の債務は
どのように取り扱われるのか。**

消防行政の統合にむけての関連議案である
が、

（質疑）平成25年4月1日の統合ということ
だが今議会に議案を提出した理由は。

（答弁）消防緊急通信指令システムの改修、
消防救急無線システムの整備改修、
統合後の職員の再配置にともなう庁
舎等の改修といった事前の準備が必
要であることが主な理由。

（質疑）統合後の債務の取り扱いは。

（答弁）償還が終了するまでの間は統合前の
構成市町で処理する。

（質疑）統合による佐賀市の負担額の増減は。

（答弁）平成29年度までで約1580万円増
の予定。

（質疑）今後の課題は。
（答弁）人事再配置など。

小学生が議場見学に！

1月26日／高木瀬小学校
6年生5クラス／165名

はじめて見る議場に、子どもたちは興味
津々、目を輝かせていました。このなかから、
未来の市議会議員が誕生するかもしれません。
議場の見学は、随時受け付けていますので、
お気軽にお問い合わせください。

（佐賀市議会事務局） ☎40・7310

